

令和 8 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

参 考 資 料

令和 8 年 2 月 17 日

令和8・9年度における保険料率の改定（案）の概要

後期高齢者医療制度においては、診療報酬の改定とあわせて2年ごとに保険料率を見直すこととされており、令和8年度は9回目の改定となります。

前回の改定（令和6年度）に比べ、診療報酬改定による一人当たり医療給付費の増加や制度改正による大幅な後期高齢者負担率の引き上げ等により保険料は増加しますが、給付費準備基金を活用することにより、増加の抑制を図っています。

1 医療分

1-1 保険料率（案）

表1

	改定案	現 行	差 引
均等割額	58,427円	52,791円	5,636円
所得割率	10.77%	11.24%	△0.47ポイント

保険料率の上昇を抑制する趣旨から、令和7年度末の給付費準備基金残高見込み168.1億円を全額活用することにより、一人当たり平均年保険料額の上昇幅を10,159円、11.36%の伸び率に抑えました。

被保険者一人当たりの平均年保険料額（給付費準備基金活用後）

表2

	改定案	現 行	差 引	伸び率
年 額	99,609円	89,450円※1	10,159円	11.36%
		95,873円※2	3,736円	3.9%

被保険者一人当たりの平均年保険料額（給付費準備基金活用前）

表3

	8・9年度	現 行	差 引	伸び率
年 額	106,989円	89,450円※1	17,539円	19.61%
		95,873円※2	11,116円	11.60%

※表2・3の金額は、各種軽減適用後の数値です。

※1 令和6・7年度の料率試算時の金額です。

※2 令和6・7年度の実態調査時加重平均の金額です。

1-2 賦課限度額（案）

表 4

	改定案	現 行	差 引
賦課限度額	85万円	80万円	+ 5万円

1-3 後期高齢者負担率の変更

医療給付費は、公費で約5割、現役世代からの支援（現役世代の保険料）で約4割、高齢者からの保険料で約1割をまかなうこととなっています。

更なる高齢化の進展により現役世代の人口が減少し、後期高齢者が増加すると現役世代の負担が重くなることから、これまでも後期高齢者負担率の見直しが行われてきましたが、令和5年制度改正で改めて負担率の算出方法を「高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるよう見直し、令和8・9年度の後期高齢者負担率が13.27%に引き上げられます。

参考：過去の後期高齢者負担率の推移

20・21 年度	22・23 年度	24・25 年度	26・27 年度	28・29 年度	30・31 年度	2・3 年度	4・5 年度	6・7 年度
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%	11.72%	12.67%

1-4 低所得者軽減（2割・5割・7割軽減）の拡大

低所得者の均等割額については、所得に応じて保険料を軽減しており、軽減割合は、2割・5割・7割となっています。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合に軽減を適用しますが、令和8年度から表5のように基準額を引き上げ、低所得者軽減の対象を拡大します。

また、7割軽減の対象者については、令和8・9年度は、各広域連合の判断により特別調整交付金（国庫補助）により均等割保険料（医療分）を更に0.2割軽減とすることが可能である（保険基盤安定制度とあわせて7.2割軽減）旨の通知が国から発出されました。これを受け、当広域連合において7.2割軽減を実施します。

表 5

	改定案	現 行
2割軽減	43万円 + <u>57万円</u> × 被保険者数	43万円 + <u>56万円</u> × 被保険者数
5割軽減	43万円 + <u>31万円</u> × 被保険者数	43万円 + <u>30.5万円</u> × 被保険者数

2 子ども分

令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布され、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

この支援金は医療保険者の保険料から拠出するものとされており、令和8年度保険料率は、当該制度の創設を踏まえた保険料率の算定が必要となります。

《子ども・子育て支援金制度とは》

少子化対策の抜本的強化のため、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することにより、支援金を拠出する制度で、令和8年度から後期高齢者医療制度を含む全保険者が拠出することとされています。

2-1 保険料率（案）

表6

均等割額	1,351円
所得割率	0.24%
一人当たり 平均年保険料額	2,278円

2-2 賦課限度額（案）

令和8年度 21,000円

3 その他の制度改正に関する事項

(1) 出産育児支援金激変緩和措置の終了

令和6・7年度の激変緩和措置（1/2）が終了し、令和8・9年度は出産育児一時金全額となり、総額に兵庫県広域連合被保険者数/全広域連合被保険者数を乗じて算出する。（拠出額：11.5億円から23.2億円へ増額）

(2) 後期高齢者負担率の見直し

令和8・9年度：13.27%（「3 後期高齢者負担率の変更」を参照。）

(3) 子ども子育て支援金の導入

- ・子ども子育て支援金総額に兵庫県広域連合被保険者数/全広域連合被保険者数を乗じて算出する。（拠出額：25.6億円）
- ・子ども子育て支援金については、令和8年度分のみで、令和9年度分については、来年度算出する。

以上

請 願 文 書 表

受理番号・受理 年月日及び件名	請願第1号（令和8年1月30日） 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための請願
請 願 の 要 旨	①出産育児一時金をはじめ「子育て支援制度」の財源は国庫負担で行うこと及び国庫負担を引き上げるよう国に求めること。 ②窓口負担を軽減するよう国に求めること。 ③マイナ保険証の有無等にかかわらず、「資格確認書」の一律発行を継続すること。 ④広域連合議会に「一般公募枠」を設けること。
請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区港島南町5-3-7 兵庫県社会保障推進協議会 会長 口分田 真 他3名
紹介議員の氏名	吉 田 良 子

令和8年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会（2月17日）
会議結果

議案番号	議案名	結果
議案第1号	令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議案第2号	令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第3号	兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
議案第4号	兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
議案第5号	兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
同意第1号	兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	同意
同意第2号	兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	同意
請願第1号	後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための請願	不採択

兵庫県後期高齢者医療広域連合

令和8年度予算に関する説明書

令和8年2月17日

目 次

令和8年度 兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出予算事項別明細書

総 括	_____	122
歳 入	_____	124
歳 出	_____	125
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出 予定額等に関する調書	_____	127

令和8年度 兵庫県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出予算事項別明細書

総 括	_____	128
歳 入	_____	130
歳 出	_____	133

(議案第1号)

[令和8年度 一般会計]
歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	2,293,991	2,255,410	38,581
2 国庫支出金	33,785	31,020	2,765
3 繰入金	46,072	109,489	△63,417
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	636	3	633
歳入合計	2,374,485	2,395,923	△21,438

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,251	1,231	20				1,251
2 総務費	2,370,234	2,391,692	△ 21,458	33,775			2,336,459
3 予備費	3,000	3,000	0				3,000
歳出合計	2,374,485	2,395,923	△ 21,438	33,775			2,340,710

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市町負担金	2,293,991	2,255,410	38,581	1 事務費負担金	2,293,991	市町共通経費分賦金
計	2,293,991	2,255,410	38,581			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	33,785	31,020	2,765	2 特別調整交付金	33,463	特別調整交付金
				5 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金	322	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
計	33,785	31,020	2,765			

(款) 3 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 特別会計繰入金	46,072	109,489	△63,417	1 特別会計繰入金	46,072	特別会計繰入金
計	46,072	109,489	△63,417			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金
計	1	1	0			

(款) 5 諸収入

(項) 1 預金利子

1 預金利子	635	2	633	1 預金利子	635	預金利子
計	635	2	633			

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	その他雑入
計	1	1	0			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	1,251	1,231	20				1,251	1 報酬	171	議員報酬
								8 旅費	95	議員費用弁償
								9 交際費	10	議長交際費
								10 需用費	41	消耗品費、議会関係資料等印刷製本費
								11 役務費	1	通信運搬費
								12 委託料	165	議事録作成委託料
								13 使用料及び 賃借料	768	会場使用料等
計	1,251	1,231	20				1,251			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	2,370,093	2,391,532	△21,439	33,775			2,336,318	1 報酬	669	情報公開・個人情報保護審査会委員等報酬、非常勤嘱託職員報酬
								5 災害補償費	6	情報公開・個人情報保護審査会委員等公務災害等補償費
								7 報償費	545	懇話会委員謝礼、市町研修会講師謝礼等
								8 旅費	1,484	事務局職員旅費、連合長、副連合長、懇話会委員等費用弁償
								9 交際費	10	連合長交際費
								10 需用費	20,061	用紙代等消耗品費、パンフレット印刷製本費等
								11 役務費	752,513	会計関係手数料、電算処理システムクラウドサービス利用関係費、通信運搬費等
								12 委託料	966,391	封入封緘・印字圧着業務委託、国保連合会委託関係業務、システム関係委託等
								13 使用料及び 賃借料	115,560	電算処理システム機器賃借料、事務室賃借料等
								14 工事請負費	350	事務室改修工事費
								17 備品購入費	7,363	事務局関係備品購入費
								18 負担金、補 助及び交付 金	505,140	事務局職員給与費負担金等
								27 繰出金	1	特別会計繰出金
計	2,370,093	2,391,532	△21,439	33,775			2,336,318			

(款) 2 総務費

(項) 2 選挙費

1 選挙管理委員会費	37	37	0				37	1 報酬	20	選挙管理委員報酬
								8 旅費	8	選挙管理委員費用弁償
								10 需用費	4	用紙代等消耗品費
								11 役務費	5	通信運搬費
2 広域連合長選挙費	24	24	0				24	10 需用費	2	用紙代等消耗品費
								11 役務費	22	通信運搬費
計	61	61	0				61			

(款) 2 総務費

(項) 3 監査委員費

1 監査委員費	80	99	△19				80	1 報酬	25	監査委員報酬
								8 旅費	45	監査委員費用弁償
								10 需用費	10	用紙代等消耗品費
計	80	99	△19				80			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	3,000	3,000	0				3,000	28 予備費	3,000	予備費
計	3,000	3,000	0				3,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
コールセンター運営業務委託料	千円 172,260	-	千円 -	自 令和 8年度 至 令和11年度	千円 172,260	千円	千円	千円	千円 172,260
後期高齢者医療に係る支給決定通知書等印刷業務（月次）	千円 63,793	-	千円 -	令和 9年度	千円 63,793	千円	千円	千円	千円 63,793

(議案第2号)

[令和8年度 後期高齢者医療特別会計]

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町支出金	188,108,341	175,638,531	12,469,810
2 国庫支出金	294,836,970	286,985,293	7,851,677
3 県支出金	78,940,360	77,306,913	1,633,447
4 支払基金交付金	367,182,119	362,544,101	4,638,018
5 特別高額医療費共同事業交付金	876,781	697,958	178,823
6 繰入金	8,236,901	10,142,921	△1,906,020
7 繰越金	424,481	438,478	△13,997
8 県財政安定化基金借入金	1	1	0
9 諸収入	1,001,044	804,390	196,654
歳入合計	939,606,998	914,558,586	25,048,412

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保険給付費	931,163,823	909,629,352	21,534,471	371,919,468		559,211,688	32,667
2 特別高額医療費共同事業拠出金	1,099,735	882,187	217,548	89,519		1,010,216	
3 支払基金拠出金	3,662,452	582,430	3,080,022			3,662,452	
4 保健事業費	3,416,629	3,160,200	256,429	1,768,343		1,269,877	378,409
5 公債費	1	1	0			1	
6 諸支出金	254,358	294,416	△ 40,058			208,284	46,074
7 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	939,606,998	914,558,586	25,048,412	373,777,330		565,362,518	467,150

2 歳入

(款) 1 市町支出金

(項) 1 市町負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 保険料等負担金	115,476,320	104,409,086	11,067,234	1 保険料等負担金	112,973,734	保険料負担金：92,742,538千円 基盤安定負担金：20,231,196千円
				2 子ども・子育て支援納付金分	2,502,586	保険料負担金(子ども子育て支援納付金分)：2,034,547千円 基盤安定負担金(子ども子育て支援納付金分)：468,039千円
2 療養給付費負担金	72,632,021	71,229,445	1,402,576	1 現年度分	72,632,020	
				2 過年度分	1	
計	188,108,341	175,638,531	12,469,810			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費負担金	217,896,062	213,688,335	4,207,727	1 現年度分	217,896,061	
				2 過年度分	1	
2 高額医療費負担金	6,308,339	6,077,468	230,871	1 現年度分	6,308,338	
				2 過年度分	1	
計	224,204,401	219,765,803	4,438,598			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	70,067,859	66,654,299	3,413,560	1 調整交付金	70,067,859	普通調整交付金：68,774,705千円 特別調整交付金：1,293,154千円
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	564,709	565,191	△482	1 健康診査費補助金	475,190	
				2 特別高額医療費共同事業補助金	89,519	
4 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	1	0	1	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	1	
計	70,632,569	67,219,490	3,413,079			

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

1 療養給付費負担金	72,632,021	71,229,445	1,402,576	1 現年度分	72,632,020	
				2 過年度分	1	
2 高額医療費負担金	6,308,339	6,077,468	230,871	1 現年度分	6,308,338	
				2 過年度分	1	
計	78,940,360	77,306,913	1,633,447			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者交付金	367,182,119	362,544,101	4,638,018	1 現年度分	367,182,118	
				2 過年度分	1	
計	367,182,119	362,544,101	4,638,018			

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

1 特別高額医療費共同事業交付金	876,781	697,958	178,823	1 特別高額医療費共同事業交付金	876,781	
計	876,781	697,958	178,823			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1	1	0	1 一般会計繰入金	1	
計	1	1	0			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 後期高齢者医療給付費準備基金繰入金	8,236,900	10,142,920	△1,906,020	1 後期高齢者医療給付費準備基金繰入金	8,236,900	
計	8,236,900	10,142,920	△1,906,020			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	424,481	438,478	△13,997	1 繰越金	424,481	特別調整交付金 (令和7年度保険者インセンティブ)
計	424,481	438,478	△13,997			

(款) 8 県財政安定化基金借入金

(項) 1 県財政安定化基金借入金

1 県財政安定化基金借入金	1	1	0	1 県財政安定化基金借入金	1	
計	1	1	0			

(款) 9 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	10,905	10,201	704	1 延滞金	10,905	
2 過料	1	1	0	1 過料	1	
計	10,906	10,202	704			

(款) 9 諸収入

(項) 2 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	31,761	1,051	30,710	1 預金利子	31,761	
計	31,761	1,051	30,710			

(款) 9 諸収入

(項) 3 雑入

1 滞納処分費	1	1	0	1 滞納処分費	1	
2 第三者納付金	878,937	711,664	167,273	1 現年度分	878,937	
3 返納金	79,438	81,471	△2,033	1 現年度分	79,438	
4 雑入	1	1	0	1 雑入	1	
計	958,377	793,137	165,240			

3 歳 出

(款) 1 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 療養給付費	846,587,934	830,875,537	15,712,397	339,734,296		506,823,797	29,841	18 負担金、補助及び交付金	846,587,934	被保険者の疾病や負傷に対する療養給付費及び審査支払手数料等
2 訪問看護療養費	16,751,913	15,111,987	1,639,926	6,722,513		10,028,810	590	18 負担金、補助及び交付金	16,751,913	
3 特別療養費	1,000	1,000	0	401		599		18 負担金、補助及び交付金	1,000	
4 移送費	39	144	△105	15		24		18 負担金、補助及び交付金	39	
5 審査支払手数料	1,709,275	1,712,940	△3,665			1,709,275		12 委託料	1,709,275	
計	865,050,161	847,701,608	17,348,553	346,457,225		518,562,505	30,431			

(款) 1 保険給付費

(項) 2 高額療養諸費

1 高額療養費	62,274,954	58,321,004	3,953,950	24,990,834		37,281,926	2,194	18 負担金、補助及び交付金	62,274,954	高額療養に対する給付費
2 高額介護合算療養費	1,174,707	1,018,190	156,517	471,408		703,257	42	18 負担金、補助及び交付金	1,174,707	
計	63,449,661	59,339,194	4,110,467	25,462,242		37,985,183	2,236			

(款) 1 保険給付費

(項) 3 その他医療給付費

1 葬祭費	2,664,000	2,588,450	75,550			2,664,000		18 負担金、補助及び交付金	2,664,000	被保険者の死亡に対する葬祭費
2 その他医療給付費	1	100	△99	1				18 負担金、補助及び交付金	1	傷病手当金
計	2,664,001	2,588,550	75,451	1		2,664,000				

(款) 2 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 特別高額医療費共同事業拠出金	1,099,335	881,787	217,548	89,486		1,009,849		18 負担金、補助及び交付金	1,099,335	
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	400	400	0	33		367		18 負担金、補助及び交付金	400	
計	1,099,735	882,187	217,548	89,519		1,010,216				

(款) 3 支払基金拠出金

(項) 1 支払基金拠出金

1 出産育児支援金	1,159,865	582,429	577,436			1,159,865		18 負担金、補助及び交付金	1,159,865	
2 流行初期医療確保拠出金等	1	1	0			1		18 負担金、補助及び交付金	1	存目
3 子ども・子育て支援納付金	2,502,586	0	2,502,586			2,502,586		18 負担金、補助及び交付金	2,502,586	
計	3,662,452	582,430	3,080,022			3,662,452				

(款) 4 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

1 健康診査費	2,011,382	1,680,187	331,195	475,190		1,245,859	290,333	18 負担金、補助及び交付金	2,011,382	健康診査等に要する経費
2 その他健康保持増進費	1,405,247	1,480,013	△74,766	1,293,153		24,018	88,076	12 委託料	1,072,290	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に要する経費
								18 負担金、補助及び交付金	332,957	長寿・健康増進事業等に要する経費
計	3,416,629	3,160,200	256,429	1,768,343		1,269,877	378,409			

(款) 5 公債費

(項) 1 公債費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 利子	1	1	0			1	22 償還金、利子及び割引料	1	存目	
計	1	1	0			1				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 還付金	207,284	183,925	23,359			207,284		22 償還金、利子及び割引料	207,284	過年度還付金に要する経費
2 償還金	1	1	0				1	22 償還金、利子及び割引料	1	療養給付費負担金等の精算に要する経費
3 還付加算金	1,000	1,000	0			1,000		22 償還金、利子及び割引料	1,000	過誤納還付加算金
計	208,285	184,926	23,359			208,284	1			

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	46,072	109,489	△63,417				46,072	27 繰出金	46,072	特別調整交付金(令和7年度保険者インセンティブ)
計	46,072	109,489	△63,417				46,072			

(款) 6 諸支出金

(項) 3 基金積立金

1 後期高齢者医療給付費準備基金積立金	1	1	0				1	24 積立金	1	存目
計	1	1	0				1			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	10,000	10,000	0				10,000	28 予備費	10,000	
計	10,000	10,000	0				10,000			

令和7年度

兵庫県後期高齢者医療広域連合

監 査 報 告 書

(2)

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

監查報告第 3 号	例月出納検査令和 7 年 7、8、9 月分	139
監查報告第 4 号	監查基準改正令和 7 年 11 月 13 日施行分	141
監查報告第 5 号	例月出納検査令和 7 年 10、11、12 月分	143
監查報告第 6 号	定期監查令和 7 年度分	145
監查報告第 7 号	監查基準改正令和 8 年 4 月 1 日施行分	146

令和8年2月4日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

福本 富夫
谷垣 満



監査の結果に関する報告の提出について
(監査報告第3号から第7号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査及び同法第199条第4項の規定に基づき実施した監査同法第198条の4第4項の規定に基づき実施した監査基準改正について、同法第235条の2第3項及び同法第199条第9項及び同法第198条の4第4項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

例月出納検査

令和7年7、8、9月分 監査報告第3号
令和7年10、11、12月分 監査報告第5号

定期監査

令和7年度分 監査報告第6号

監査基準改正

令和7年11月13日施行分 監査報告第4号
令和8年4月1日施行分 監査報告第7号

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

福 本 富
谷 垣 満



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和7年7、8、9月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

1 検査の対象

令和7年7、8、9月分の現金の出納保管状況

2 検査の実施年月日

令和7年8月15日(金)(7月分)

令和7年9月16日(火)(8月分)

令和7年10月15日(水)(9月分)

3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

資 料

- | | |
|-------|--------|
| 第 1 表 | 収支現計表 |
| 第 2 表 | 現金保管状況 |

第1表 収支現計表

(単位:円)

現金及び 会計の区分	6月末残高 (a)	7~9月収支高		9月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	62,267,954,476	233,446,950,615	224,843,470,729	70,871,434,362
一 般 会 計	674,780,360	465,718,710	470,662,488	669,836,582
後期高齢者医療特別会計	61,593,174,116	232,981,231,905	224,372,808,241	70,201,597,780
歳入歳出外現金(B)	5,105,021	34,143	4,105,021	1,034,143
基金に属する現金(C)	18,621,084,731	0	0	18,621,084,731
計(D=A+B+C)	80,894,144,228	233,446,984,758	224,847,575,750	89,493,553,236
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	80,894,144,228	233,446,984,758	224,847,575,750	89,493,553,236

第2表 現金保管状況

令和7年9月30日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	70,871,434,362	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	1,034,143	普通預金	40,687,238,240
基金に属する現金	18,621,084,731	定期預金	1,000,000
一時借入金	0	債券	48,805,314,996
計	89,493,553,236	計	89,493,553,236

監査基準改正報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

福本 富
谷 垣



兵庫県後期高齢者医療広域連合監査基準について、次のとおり改正した。

1 改正基準

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査基準

2 改正理由

基金運用審査時の取扱いを明確化するため。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

令和7年11月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査基準改正 新旧対照表

監査基準（令和2年4月1日施行）を以下のとおり改正する。

〔改正箇所〕

（_____は改正部分を示す）

現 行	改正後
（監査等の範囲及び目的） 第2条（略） 一～五（略） （新設） 2（略）	（監査等の範囲及び目的） 第2条（略） 一～五（略） 六 <u>基金運用審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項）の規定による審査）</u> <u>基金の運用の状況を示す書類の計数を正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること</u> 2（略）
（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出） 第14条（略） 2・3（略） 4 監査委員は、決算審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。	（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出） 第14条（略） 2・3（略） 4 監査委員は、決算審査及び基金運用審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。
（監査等の結果に関する報告等への記載事項） 第15条（略） 2（略） 一～五（略） （新設） 3・4（略）	（監査等の結果に関する報告等への記載事項） 第15条（略） 2（略） 一～五（略） 六 <u>基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること</u> 3・4（略）
（合議） 第16条（略） 一～四（略） （新設） 2（略）	（合議） 第16条（略） 一～四（略） 五 <u>基金運用審査に係る意見の決定</u> 2（略）

〔改正理由〕

基金運用審査時の取扱いを明確化するため。

例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

福本 富
谷垣 満



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和7年10、11、12月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

1 検査の対象

令和7年10、11、12月分の現金の出納保管状況

2 検査の実施年月日

令和7年11月17日(月)(10月分)

令和7年12月15日(月)(11月分)

令和8年1月15日(木)(12月分)

3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

資料

- | | |
|-----|--------|
| 第1表 | 収支現計表 |
| 第2表 | 現金保管状況 |

第1表 収支現計表

(単位:円)

現金及び 会計の区分	9月末残高 (a)	10~12月収支高		12月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	70,871,434,362	239,754,510,881	224,529,268,393	86,096,676,850
一 般 会 計	669,836,582	287,814,833	415,747,569	541,903,846
後期高齢者医療特別会計	70,201,597,780	239,466,696,048	224,113,520,824	85,554,773,004
歳入歳出外現金(B)	1,034,143	15,519	0	1,049,662
基金に属する現金(C)	18,621,084,731	0	0	18,621,084,731
計(D=A+B+C)	89,493,553,236	239,754,526,400	224,529,268,393	104,718,811,243
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	89,493,553,236	239,754,526,400	224,529,268,393	104,718,811,243

第2表 現金保管状況

令和7年12月31日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	86,096,676,850	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	1,049,662	普通預金	55,912,496,247
基金に属する現金	18,621,084,731	定期預金	1,000,000
一時借入金	0	債券	48,805,314,996
計	104,718,811,243	計	104,718,811,243

定期監査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

福本 富
谷 垣



地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定した。

1. 財務監査

(1) 監査の対象

令和6年10月1日～令和7年3月31日まで(出納整理期間含む)に執行された財務に関する事務

(2) 監査の期間

令和7年12月19日～令和8年1月23日

(3) 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。

監査基準改正報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

福本 富
谷 垣 満



兵庫県後期高齢者医療広域連合監査基準について、次のとおり改正した。

1 改正基準

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査基準

2 改正理由

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、事務の遂行及び財務報告等の信頼性の確保等において、独自の取り組みとして内部統制に依拠した統制システムの整備及び運用を行うこととしているため、実運用に即した監査基準に改める。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査基準改正 新旧対照表

監査基準（令和2年4月1日施行）を以下のとおり改正する。

〔改正箇所〕

（_____は改正部分を示す）

現 行	改正後
<p>（内部統制に依拠した監査等） 第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。 2（略）</p>	<p>（内部統制に依拠した監査等） 第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制に依拠した統制システムの整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。 2（略）</p>

〔改正理由〕

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、事務の遂行及び財務報告等の信頼性の確保等において、独自の取り組みとして内部統制に依拠した統制システムの整備及び運用を行うこととしているため、実運用に即した監査基準に改める。

兵庫県後期高齢者医療広域連合 監査基準

第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

六 基金運用審査 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 241 条第 5 項) の規定による審査) 基金の運用の状況を示す書類の計数を正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為 (監査等を除く。) については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査の実施方針及び計画)

第7条 監査委員は、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重要項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制に依拠した統制システム

の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

- 第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

- 第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

- 第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携)

- 第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。
- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査及び基金運用審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 本基準に準拠している旨
 - 二 監査等の種類
 - 三 監査等の対象
 - 四 監査等の着眼点（評価項目）
 - 五 監査等の実施内容
 - 六 監査等の結果
- 2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
 - 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
 - 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
 - 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
 - 六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- 3 第1項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

（合議）

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

四 決算審査に係る意見の決定

五 基金運用審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則 (令和2年監査委員告示第2号)

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年監査委員告示第4号)

本基準は、令和7年11月13日から施行する。

附 則

本基準は、令和8年4月1日から施行する。